

別表1

事業区分	実施主体
(1) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業	1 政令市 (地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条の政令で定める市をいう。以下同じ。)
(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業	<軽症者等の自宅療養及び宿泊療養に係る経費> 1 政令市 <病床確保料> 2 神奈川モデル認定医療機関(注1)のうち事業区分(8)に該当しない者(注2) <上記以外の経費> 3 神奈川モデル認定医療機関(注2) 4 その他知事が認める者
(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	1 神奈川モデル認定医療機関 ※ ただし、重点医療機関協力病院(協力B)については、知事が認める者に限る。
(4) 帰国者・接触者外来等設備整備事業	1 帰国者・接触者外来等
(5) 感染症検査機関等設備整備事業	1 政令市 2 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関(都道府県等を除く機関) ※ 2に該当する機関は、県等から感染症法に基づく行政検査の依頼があった場合に、迅速かつ確実に検査を実施できる体制を確保すること。
(6) 感染症対策専門家派遣等事業	1 政令市
(7) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業	1 市町村 2 その他知事が認める者
(8) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業	1 神奈川モデル認定医療機関のうち次に掲げる者(注2) (1) 高度医療機関 (2) 重点医療機関 (3) 重点医療機関協力病院(協力A)
(9) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	1 市区町村 2 疑い患者を診療する医療機関として県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う機関

(注1) 神奈川モデル医療機関認定要綱第5条第1項により認定された医療機関をいう。

(注2) 別添「『神奈川モデル』における重点医療機関等に係る国の指定要件との関係整理について」を参照のこと。

別表 2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病床確保料 ICU内の病床を確保する場合 1床当たり97,000円/日 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 1床当たり41,000円/日 上記以外の場合 1床当たり16,000円/日 ・ 宿泊施設借上げ費の室料 1室当たり13,100円/日 ・ 食費 1食当たり1,500円 (飲料代及び配送費は除く) 1日当たり4,500円 (飲料代及び配送費は除く) 	<p>賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金、往診等に要する経費、病床確保料</p> <p>※ 病床確保料については、医療機関の病床確保に係る経費及び患者退院後の消毒経費等に相当する額</p>
(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初度設備費 1床当たり 133,000円 ・ 人工呼吸器及び付帯する備品 1台当たり 5,000,000円 ・ 個人防護具 1人当たり 3,600円 ・ 簡易陰圧装置 1床当たり 4,320,000円 ・ 簡易ベッド 1台当たり 51,400円 ・ 体外式膜型人工肺及び付帯する備品 1台当たり21,000,000円 ・ 簡易病室^(注1)及び付帯する備品 実費相当額 	初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
(4) 帰国者・接触者外来等設備整備事業	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 1施設当たり 905,000円 ・ HEPAフィルター付パーテーション 1台当たり 205,000円 ・ 個人防護具 1人当たり 3,600円 ・ 簡易ベッド 1台当たり 51,400円 ・ 簡易診療室^(注2)及び付帯する備品 実費相当額 	使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
(5) 感染症検査機関等設備整備事業	知事が必要と認めた額	使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(6) 感染症対策専門 家派遣等事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
(7) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 ・医師 1人1時間あたり7,550円 ・医師以外の医療従事者 1人1時間あたり2,760円	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料、補助及び交付金
(8) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 ・稼働病床の病床確保料 ICU 1床当たり301,000円/日 HCU 1床当たり211,000円/日 上記以外の病床 1床当たり52,000円/日 ・休止病床の病床確保料 ICU 1床当たり301,000円/日 HCU 1床当たり211,000円/日 療養病床 1床当たり16,000円/日 上記以外の病床 1床当たり52,000円/日	委託料、補助及び交付金、病床確保料

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
<p>(9) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】 (設備整備等事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初度設備費 1床当たり133,000円 ・个人防护具 1人当たり3,600円 ・簡易陰圧装置 1床当たり4,320,000円 ・簡易ベッド 1台当たり51,400円 ・簡易診療室^(注2)及び付帯する備品 実費相当額 ・HEPAフィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る。) 1施設当たり905,000円 ・HEPAフィルター付パーテーション 1台当たり205,000円 ・消毒経費 実費相当額 ・救急医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品 1施設当たり300,000円 ・周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器 1台当たり1,500,000円 <p>(支援金支給事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・99床以下の医療機関 20,000,000円 ・100床以上の医療機関 30,000,000円 ・以降100床ごとに10,000,000円を上限額に加算 <p>新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関には、上限額に10,000,000円を加算</p>	<p>賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>

(注1) 簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。

(注2) 簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。